

要望案

令和 年 月 日

国土交通省 中国地方整備局 出雲河川事務所所長 殿
環境省 自然環境局 局長 殿
島根県 県知事 殿
鳥取県 県知事 殿

認定 NPO 法人自然再生センター
理事長 松本 一郎 印
住 所 松江市天神町 127・3 階
電話番号 0852-21-4882

中海自然再生事業に関する要望書

平素は当法人の事業に格別のご高配を賜りまして厚く御礼申し上げます。

私たち、認定 NPO 法人自然再生センターは、中海の住民・企業・行政・専門家等と連携し、中海・宍道湖を含む流域の自然環境の再生と、かつての湖と人々の親しい関係を再構築するための活動を行うことにより、豊かな恵みを感じられる持続可能な社会の実現に貢献することを目的とします。

かつて、中海は生態系が豊かで漁業をはじめとして中海周辺の生活や産業に大きく寄与してきました。しかし、広く流域の自然及び社会環境の変化に加え、宍道湖・中海の干拓淡水化事業に伴う水域の人工的改変などにより、中海の生態系は 1960 年代以降急速に悪化の一途をたどりました。その後、干拓淡水化事業は、2000 年に中止されたものの、中浦水門の撤去、干拓予定地であった本庄工区を囲む西部承水路堤や森山堤防の一部開削などを含む事業が終了し、中海は現在の状況に至ることになりました。

当法人は、専門家・研究者の科学的根拠と調査・研究をもとに包括的自然再生に挑んでいます。その取り組みを住民、企業、行政等の多様なステークホルダーにも共感を集め参加頂けるフィールド作りに挑んでいます。

当法人では、法定の中海自然再生協議会における中海自然再生事業実施計画（第 1 期、第 2 期）に基づき、2012 年度から石炭灰造粒物（Hi ビーズ）による浚渫窪地の環境修復事業を実施して参りました。その環境修復事業において貧酸素化の緩和や硫化水素の大幅な低減、生物生息環境の改善等において一定の効果が確認できたことから、2023 年度に開始される第 3 期の中海自然再生事業実施計画においても、引き続き浚渫窪地の環境修復事業を計画しております。

一方、行政機関におきましては水質保全計画の策定や中海会議での議論などにより、中

要望案

海の水質改善、ひいては中海の自然再生に尽力いただいています。水質のうち窒素やリン、CODの濃度は環境基準を達成しておらず、これらの改善が急務であることを当法人も認識しています。また、中海浚渫窪地の栄養塩とCODの負荷量は他の発生源に比べると少ないという報告書も拝見しています。しかし、浚渫窪地の修復に期待するところは硫化水素の発生抑制、そして湖底の貧酸素化の緩和だと考えています。平成28年に底層を利用する水生生物の個体群が維持できる場を保全・再生することを目的に、新たな環境基準として底層溶存酸素量も追加されており、中海の湖底の貧酸素の改善は栄養塩・CODとともに急務の課題であると認識をしています。

以上のことから、当法人として、以下の3つの事項を要望します。

1. 浚渫窪地の修復が中海生態系の再生にとって重要課題であることの理解について

中海の自然再生には、底層の貧酸素化の改善と予防対策が重要です。浚渫窪地の環境修復を行うことは、窪地内への生物生息を促すとともに、硫化水素を含む無酸素水の浅場への湧昇防止も期待できます。浚渫窪地の埋め戻し・覆砂は効果の持続性に課題があり、窒素、リン、CODといった水質項目の改善効果は小さいというのが中海会議での共通認識ですが、埋め戻し・覆砂が底層溶存酸素量に及ぼす効果については検討されておりません。過去10年に及ぶ石炭灰造粒物を活用した第1期並びに第2期の浚渫窪地の環境修復事業の結果からは、硫化水素の溶出抑制を確認し、さらに山型に覆砂することにより長期間での効果持続を確認しています。また、覆砂材上には底生生物の出現を確認しており、浚渫窪地への覆砂は貧酸素化の予防とともに生態系の修復という観点から重要な対応策になりうると考えています。浚渫窪地を起点とする貧酸素化の緩和は、将来的にはアサリやサルボウガイなどの大型底生生物の定着、さらには過去に失われた生態系の回復に向けて大きく前進することを示唆します。協議会での最新の知見並びに議論を踏まえ、中海会議での共通認識について再検討すべきと考えます。

2. 中海会議との情報共有・意見交換について

中海自然再生協議会の委員並びに事務局は、これまでオブザーバー参加依頼を何度か中海会議へ依頼していますが、未だ実現に至っていません。これについては、ぜひ実現をお願いしたいとともに、情報交換および自由な議論ができる場を確保していただきたい。現在、中海自然再生協議会の事務局を務める当法人が地域住民を主体とした各種団体と調整し、極めて活発に科学的な議論・活動を行っています。協議会は、地域住民の他、中海の環境保全や生物多様性保全に関係する専門家や行政・自治体関係者等、多様な主体の集まりであり、協議会内での意見について、中海会議で取り上げることは、地域住民の意見を取り入れた行政施策を進めるうえで有益と考えていま

要望案

す。

3. 中海浚渫窪地の環境修復事業（埋め戻し事業）について

第 1 期の中海自然再生事業実施計画の序に書かれているように、対象となる流域の広さに加え、当法人など市民層が中心となる組織が中海の自然再生事業を試行段階から本格実施に移すには、財政的に不足していると考えています。これは当初から懸念されたことであり、第 1 期事業実施計画では出来ることから始め、その状況を見ながら次のステップへ進んでいくことにしました。特に石炭灰造粒物を用いた浚渫窪地の覆砂・埋め戻しについては、これまで事業実施者である当法人が企業から資材の提供を受け、覆砂・埋め戻しを委託事業として実証実験を行い、その効果をモニタリングしてきました。これまでの実証実験の結果、石炭灰造粒物による硫化水素や栄養塩の溶出抑制効果が確認され、窪地内の新たな有機物の堆積による経年劣化を抑制する施工方法（山型覆砂）が考案されました。今回、第 3 期事業実施計画の策定を機に、国並びに島根・鳥取両県と連携して、中海浚渫窪地の環境修復事業を継続したいと考えます。

以上